

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1261））

2. 日時：平成30年9月11日 17時00分～17時25分

3. 場所：原子力規制庁 8階実用炉審査部門横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

皆川安全審査官、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループマネージャ

－ 他3名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、技術的能力1.0の添付1.0.16東海第二発電所 重大事故等発生時における東海発電所及び使用済燃料乾式貯蔵設備の影響について」のうち、使用済燃料乾式貯蔵設備の影響について事実確認を行った。

（2）原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

○ 基準津波を超え敷地に遡上する津波の影響によって貯蔵容器が漂流物とならないこと考え方を記載すること。

（3）日本原子力発電株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・ 東海第二発電所 重大事故等発生時における東海発電所及び使用済燃料乾式貯蔵設備の影響について